

1 議 事 日 程 (第 1 日)

(平成 20 年第 1 回有田川町議会定例会)

平成 20 年 3 月 7 日
午前 9 時 30 分開会
於 議 場

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

追加日程第 1 意見書案第 1 号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について

日程第 4 議案第 1 号 平成 19 年度 有田川町一般会計補正予算 (第 5 号)

日程第 5 議案第 2 号 平成 19 年度 有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 3 号)

日程第 6 議案第 3 号 平成 19 年度 有田川町介護保険事業特別会計補正予算
(第 4 号)

日程第 7 議案第 4 号 平成 19 年度 有田川町簡易水道事業特別会計補正予算
(第 3 号)

日程第 8 議案第 5 号 平成 19 年度 有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算
(第 3 号)

日程第 9 議案第 26 号 有田川町藤並駅交流施設の設置及び管理に関する条例の制定
について

日程第 10 議案第 44 号 財産の取得について

日程第 11 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 12 議案第 6 号 平成 20 年度 有田川町一般会計予算

日程第 13 議案第 7 号 平成 20 年度 有田川町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 14 議案第 8 号 平成 20 年度 有田川町老人保健事業特別会計予算

日程第 15 議案第 9 号 平成 20 年度 有田川町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 16 議案第 10 号 平成 20 年度 有田川町介護保険事業特別会計予算

日程第 17 議案第 11 号 平成 20 年度 有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算

日程第 18 議案第 12 号 平成 20 年度 有田川町簡易水道事業特別会計予算

日程第 19 議案第 13 号 平成 20 年度 有田川町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 20 議案第 14 号 平成 20 年度 有田川町簡易排水事業特別会計予算

日程第 21 議案第 15 号 平成 20 年度 有田川町浄化槽事業特別会計予算

日程第 22 議案第 16 号 平成 20 年度 有田川町公共下水道事業特別会計予算

日程第 23 議案第 17 号 平成 20 年度 有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算

日程第 24 議案第 18 号 平成 20 年度 有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算

日程第 25 議案第 19 号 平成 20 年度 有田川町粟生財産区管理会特別会計予算

- 日程第 26 議案第 20 号 平成 20 年度 有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第 27 議案第 21 号 平成 20 年度 有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第 28 議案第 22 号 平成 20 年度 有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第 29 議案第 23 号 平成 20 年度 有田川町水道事業会計予算
- 日程第 30 議案第 24 号 有田川町長期継続契約を締結することができる契約を定める
条例の制定について
- 日程第 31 議案第 25 号 有田川町観光振興基金条例の制定について
- 日程第 32 議案第 27 号 有田川町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第 33 議案第 28 号 有田川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第 34 議案第 29 号 有田川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 35 議案第 30 号 有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第 36 議案第 31 号 有田川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 日程第 37 議案第 32 号 有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第 38 議案第 33 号 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 39 議案第 34 号 有田川町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 40 議案第 35 号 有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第 41 議案第 36 号 有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第 42 議案第 37 号 有田川町重度心身障害児（者）医療費支給条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第 43 議案第 38 号 有田川町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第 44 議案第 39 号 有田川町乳幼児医療の支給に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第 45 議案第 40 号 有田川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 日程第 46 議案第 41 号 有田川町清水保健センター条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 47 議案第 42 号 有田川町かなや明恵峡温泉条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第 48 議案第 43 号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について

日程第 49 議案第 45 号 有田川町辺地総合整備計画の変更について

日程第 50 議案第 46 号 有田川町辺地総合整備計画の策定について

日程第 51 議案第 47 号 有田川町道路線の廃止について

日程第 52 議案第 48 号 有田川町道路線の認定について

2 出席議員は次のとおりである (26 名)

1 番	尾 上 武 男	2 番	増 谷 憲
3 番	堀 江 眞智子	4 番	亀 井 次 男
5 番	東 武 史	6 番	細 東 正 明
7 番	田 中 良 知	8 番	岡 省 吾
9 番	前 〇 利 夫	10 番	湊 正 剛
11 番	佐々木 裕 哲	12 番	森 本 明
13 番	横 畑 龍 彦	14 番	殿 井 堯
15 番	浦 博 善	16 番	林 道 種
17 番	坂 上 東洋士	18 番	楠 部 重 計
19 番	新 家 弘	20 番	西 弘 義
21 番	中 ✓ 正 門	22 番	中 山 進
23 番	竹 本 和 泰	24 番	大 岡 憲 治
25 番	橋 爪 弘 典	26 番	森 谷 信 哉

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

1 番	尾 上 武 男	14 番	殿 井 堯
-----	---------	------	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町長	中山正隆	副町長	山崎博司
清水行政局長	保田永一郎	会計課長	浜田文男
総務課長	須佐見政人	企画財政課長	山崎正行
総合業務課長	高垣忠由	消防長	片畑昌宙
福祉課長	東敏雄	環境衛生課長	河島一昭
住民課長	星田仁志	税務課長	赤井康彦
情報管理課長	水口克將	建設課長	中西一雄
産業課長	中島詳裕	地籍調査課長	下西隆雄
水道課長	山本満寿典	下水道課長	中井勇
教育委員長	鈴間稔	教育長	楠木茂
学校教育課長	岩本良憲	社会教育課長	平内竹信

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	本下浩久	書記	池 ■ ひろ子
------	------	----	---------

8 議事の経過

開会 9時31分

○議長（亀井次男）

おはようございます。

ただいまの出席議員は、26名であります。

定足数に達していますので、第1回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成20年第1回有田川町議会定例会を開会します。

開議 9時31分

○議長（亀井次男）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 会議録署名議員の指名 ……………

○議長（亀井次男）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、1番、尾上武男君、14番、殿井堯君を指名します。

…………… 日程第2 会期の決定 ……………

○議長（亀井次男）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員長から2月28日に行われた委員会開催の結果について、ご報告をお願いします。

議会運営委員長、中山君。

○議会運営委員長（中山 進）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果と経過について、ご報告申し上げます。

去る2月28日、議会運営委員会を開き、本定例会の日程等について協議いたしました結果、会期につきましては、本日から3月24日までの18日間とし、日程については、お手元に配布されている日程表のとおりといたしたく思います。

日程第4から日程第52までの、諮問1件、議案48件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めたのち、全員協議会でご審議いただきたいと思います。

全員協議会が終わり次第、本会議で議案審議をお願いいたします。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力を

お願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（亀井次男）

ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月24日までの18日間にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月24日までの18日間に決定しました。

…………… 日程第3 諸般の報告 ……………

○議長（亀井次男）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された議案等は、議案48件、諮問1件であります。

また、説明員は、町長ほか21名であります。

次に、監査委員より、平成19年11月、12月、平成20年1月分の例月出納検査の結果が、それぞれお手元に配布のとおり報告されております。

また、道路特定財源の確保に関する意見書は、産業建設常任委員会に付託することに決定しましたので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

…………… 一括議題 提案理由の説明 ……………

○議長（亀井次男）

これより、議案の審議を行います。

お諮りします。

日程第4から日程第52までの議案48件、諮問1件を一括議題といたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第52までの議案48件、諮問1件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日ここに平成20年の有田川町議会第1回定例会を招集しましたところ、議員各位に

は、それぞれたいへんお忙しい中、全員お集まりをいただきまして、厚く御礼を申し上げます。と思います。

平成20年度当初予算案、その他諸議案のご審議をお願いするに当たり、有田川町長として所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様方に一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

現在、我が国の財政は、極めて厳しい状況にあることは言うまでもございませんが、危機的状況にあるのは地方財政も例外ではありません。一方で、地方分権や今後の高齢化の進行などに伴い、地方自治体の役割はますます大きくなっていくところであります。このため、全国の地方自治体では、行財政改革の推進などにより、地方財政の健全化を進めていることは、ご承知のことと存じます。

このほど、平成20年度の地方財政計画——予算規模にしまして8兆3千400億円、が閣議決定し、公表されました。この計画を基に、地方自治体にとって最も重要な収入源である地方交付税の額が、出口ベースで1兆5千400億円、前年比1.3%、200億円増と決定されました。

また、地方にとっては少し明るい兆しであります、平成20年度の地方財政対策のポイントとして、地方再生戦略の柱である地方再生対策費に4,000億円が特別枠として創設されました。これは、都市と地方の税収の偏在是正のため、財政力の弱い地方自治体に対し重点配分するというものであります。これにより有田川町は、試算で2億400万円が地方交付税に加算されることとなります。

しかし、今後も国と地方の基礎的財政収支に対するプライマリーバランスの方針が平成22年度まで継続するため、地方交付税の全体額の減少は避けられない状況には変わりありません。

このような中、有田川町は、最大の行政改革ともいえる合併を成して3年目の年度を迎えるわけですけれども、新しい町の最も重要な行政指針となる有田川町第1次長期総合計画ができました。夢ひろがる将来像「きらめき・ひろがる・有田川」が設定され、将来像実現のため、3つのまちづくり基本理念を柱に、6つのまちづくり基本方針、4つのリーディングプロジェクトによって10年間の基本構想を構築いたしております。有田川町は、今後、この最上位計画である長期総合計画に従って、行政運営を推進するものであります。

しかし、新しいまちづくりを推進する上においても、まず、財政基盤の確立を図らなければなりません。そのためには、行政改革、財政改革、税制改革の断行について、不可欠であるということは、議員各位におかれましても充分ご理解とご認識をいただいているところでございますけれども、今後さらに行政改革集中プラン遂行に向け、積極的なご支援ご協力をお願い申し上げます。

また、私は、有田川町は限りなく発展する可能性と魅力を秘めた町であるということを信念に、行政運営に取り組んでいるところでありますけれども、さらなる飛躍、発展のた

め、行政・議会・町民の皆様と一丸となって、この難局を切り抜けるとともに、長期総合計画の実施初年度に当たり、本年度から財政計画に裏づけされた実行性のある事業の推進、すなわち計画性・実行をモットーに行政運営に努めてまいり所存であります。

さて、平成20年度予算編成方針は、前段でも申し上げましたとおり、国の三位一体改革の影響により、年々経常一般財源が減少する中、行政改革による合理化と住民サービスの確保という表裏性を持ち合わせた困難な目標に向け、かつ、地方債の発行額のピークが平成22年度、公債費のピークが前年度から平成22年度まで続くことを踏まえ、当然のことではありますけれども、歳入に重点を置いた一般財源枠配分方式を本年度も実施することによりまして、歳出の適正化の徹底に努めてまいります。一方で、町税等の収入の確保に努め、住民サービスに支障が及ばないように、また、本町の継続可能な安定した予算構造を構築する上において、激変的な編成にならないよう配慮したものとなっております。

一般会計予算は、154億4,000万円となり、前年に比べ7億6,700万円の減額、前年度比95.27%の予算であります。合併後の平成18年度以降3年連続の減額となり、緊縮型の予算としています。しかし、収支不足を財政調整基金から6億1,000万円、前年度比76.25%を繰り入れる厳しい予算編成と相成っております。

なお、今後も町民の皆様のご理解をいただきながら行財政改革に取り組むとともに、住民サービスの向上と財政の健全化に努めてまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本定例会に上程いたします議案は、予算案件23件、条例案件19件、人事案件1件、その他議決を求めるもの6件の合計49件であります。

まず、議案第6号の平成20年度有田川町一般会計予算からご説明を申し上げます。

平成20年度の予算編成に当たっては、前年度予算をベースにする従来の前例踏襲方式や積み上げ方式と呼ばれる予算編成の手法は、予算獲得のために前年度の予算を確保しながら新たな要求をする方向に向かいやすく、予算規模の肥大化をもたらすことになり、財政の硬直化を招いてしまうことになりかねません。加えて、一般財源が毎年減少していく現況下では、従来のように事業の検証や整理が行われなままマイナスシーリングで歳出を一律に圧縮し、事業の重要度にかかわらず同様の査定をすることは、各事業に悪影響を及ぼすばかりか財源不足が発生しやすく、赤字の抑制が困難となることから、平成20年度予算の編成については、一般財源枠配分方式をもって編成をいたしました。

歳入の主なものとして、自主財源であります町税に26億9,932万9,000円を、地方譲与税に2億2,000万円を、地方消費税交付金に2億3,000万円を、自動車取得税交付金に1億円を、地方交付税に63億5,000万円を——これにつきましては地方再生対策費の2億円を計上しております。分担金及び負担金に2億3,653万6,000円を、国庫支出金に5億3,329万9,000円を、県支出金に12億1,216万7,000円を、繰入金として財政調整基金より6億1,000万円を、町減債基金より3,739万円を、地域振興基金より8,450万円を、水力発電施設周

辺地域交付金基金より450万円を、まちづくり基金より2,000万円を、温泉施設等整備資金基金より1,140万7,000円を、中学校施設整備資金基金より5,572万3,000円を、小学校施設整備資金基金より300万円を計上しております。

なお、一般基金である財政調整基金の平成20年度末残高は、6億8,000万円の見通しであります。

町債としまして、臨時財政対策債に4億2,000万円を、総務債に1億1,950万円を、民生債に1,000万円を、農林水産業債に1億2,380万円を、土木債に18億8,240万円を、消防債に2,100万円を、教育債に7,830万円を、それぞれ計上しています。

これによりまして、平成20年度末の地方債残高は、245億198万5,000円となる見通しであります。

その他の歳入につきましても、従来の歳入実績に基づいて、それぞれの科目に計上いたしております。

歳出におきましては、総務費の一般管理費では、人件費においては、従前、総務管理費で一括計上していたものを、行政評価制度に伴う事務事業評価実施に向け、それぞれの科目へ編入させています。人件費については、職員数の減により前年度より6,600万円の減であります。また、財産管理費では、吉備庁舎天井改修工事費に1,672万円を、電子計算費では、電算委託料等に2,411万2,000円を、移動通信用鉄塔施設事業費では、下湯川地区移動通信用鉄塔施設工事等に3,350万円を、徴税費の賦課徴収費では、納税組合奨励金及び納期前完納報奨金等の報償費に5,280万円を、評価替関連委託料等に3,846万5,000円を、民生費の社会福祉総務費では、町社会福祉協議会等各団体への補助費に6,629万9,000円を、障害者福祉費では、地域活動支援センター事業等の委託料に1,883万円を、老人福祉費では、高齢者福祉センター委託料及び生きがい活動支援通所事業委託料等の委託料に5,066万7,000円を、児童福祉費の児童福祉総務費では、保育所広域入所委託料及び保育所入所委託料等の委託料に1億3,534万円を、保育所費では、金屋第3保育所建設、測量設計、管理委託料等の委託料に1,888万3,000円を、衛生費の保健衛生総務費では、ガン検診等の委託料に3,208万6,000円を、じん芥処理費では、ゴミ収集運搬業務等の委託料に9,154万2,000円を、農林水産業費の農業振興費では、中山間地域直接支払制度交付金に2億1,000万円を、農地費では、大谷農道及び黒松農道等工事請負費の土地改良総合整備事業費等に1億605万4,000円を、地籍調査費では、地籍調査測量等委託料に1億7,388万7,000円を、林業費の林業振興費では、森林整備地域活動支援交付金事業交付金に2,500万円を、林道新設改良費では、工事請負費に2億888万6,000円を、商工費の商工総務費では、商工会補助金として2,058万8,000円を、観光費では、ふるさと体験施設指定管理料等の委託料に3,026万7,000円を、財団法人有田川町ふるさと開発公社出捐金に2,000万円を、かなや明恵峡温

泉運営費補助として1, 140万7, 000円を、土木費の道路橋梁維持費では、工事請負費に4, 677万5, 000円を、道路新設改良費では、工事請負費に2億5, 582万5, 000円を、物件補償費に2億6, 830万円を、都市計画総務費では、委託料に3, 806万4, 000円を、工事請負費にまちづくり交付金事業として12億4, 500万円を、公有財産購入費に2億2, 800万円を、消防費の非常備消防費では、消防団員退職報奨金に3, 456万円を、消防施設費では、防火水槽整備工事費に2, 100万円を、また備品購入費に2, 030万円を、教育費の通学対策費では、スクールバス等運行維持管理委託料等に6, 577万2, 000円を、学校建設費では、金屋中学校地震補強大規模改造工事及び備品購入費に2億1, 390万円を、青少年健全育成事業費では、海外研修委託料等の委託料に1, 579万6, 000円を、保健体育施設費の工事請負費に1, 298万8, 000円を、公債費では、元利償還金に32億1, 706万円を、諸支出金の基金費では、合併地域振興基金積立金に1億円を、また、他会計への繰出金として、国民健康保険事業特別会計繰出金に2億7, 213万4, 000円を、介護保険事業特別会計繰出金に3億7, 012万6, 000円を、老人保健事業特別会計繰出金に1億382万4, 000円を、後期高齢者医療特別会計繰出金に4億3, 282万7, 000円を、簡易水道事業特別会計繰出金に2億384万1, 000円を、農業集落排水事業特別会計繰出金に2億4, 413万7, 000円を、公共下水道事業特別会計繰出金に1億2, 377万円を、簡易排水事業特別会計繰出金に221万円を、かなや明恵峡温泉特別会計繰出金に1, 140万7, 000円を、八幡山林財産区管理会特別会計繰出金に150万円を、このほかにも所要の経費を計上した結果、平成20年度一般会計予算は、前年度比4.7%減の154億4, 000万円と相成りました。

次に、各特別会計予算について、ご説明申し上げます。

議案第7号は、平成20年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算であります。

国民健康保険事業は、医療費の動向に大きく左右されるものでありますので、疾病の早期発見、早期治療を目指し、健康づくり事業を推進しているところであります。医療費は年々増加し、依然として厳しい中、保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金などに加え、本年度からの後期高齢者医療制度により、後期高齢者支援金等の拠出により、前年度に比べ9.0%増の38億9, 069万8, 000円を計上しております。なお、この財源として、国民健康保険税、療養給付費交付金、前期高齢者交付金及び国県支出金、共同事業交付金などを充てることにいたしております。

議案第8号は、平成20年度有田川町老人保健事業特別会計予算であります。

高齢化の進行に伴い、老人医療費が年々増加している現状である。しかし、本年度からの後期高齢者医療制度が創設されたことにより、本年度予算は13億267万2, 000円を計上しております。この財源としましては、支払基金交付金、国県支出金及び一般会計繰入金を充てることにいたしております。

議案第9号は、平成20年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本年度予算として、後期高齢者医療広域連合納付金等に6億4,974万7,000円を計上しております。この財源として、保険料及び一般会計繰入金を充てることにいたしております。

議案第10号は、平成20年度有田川町介護保険事業特別会計予算であります。

介護保険事業に要する介護サービス給付費、介護予防サービス給付費など、7.1%増の21億8,727万9,000円を計上しています。この財源として、保険料、支払基金交付金、国庫支出金及び一般会計繰入金を充てることにいたしております。

議案第11号は、平成20年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算であります。

特別養護老人ホームしみず園の基金利子100万円を基金費として、特別養護老人ホームしみず園基金へ積み立てるものであります。歳入・歳出予算の総額は100万円と相成ります。

議案第12号は、平成20年度有田川町簡易水道事業特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、水道施設整備費として、吉原簡易水道施設が完了したことにより、水道施設管理費及び町債の元利償還等のみの予算となっております。前年度に比べ、41.6%減の4億1,208万7,000円を計上しております。なお、この財源として、加入分担金、水道使用料及び繰入金を充てることにいたしております。

議案第13号は、平成20年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算であります。

農業集落排水事業につきましては、田殿、徳田、吉見、熊井・奥、吉原の5つの処理施設が現在供用中であります。本年度予算につきましては、処理施設管理費、町債の元利償還金などに2億8,615万7,000円を計上しております。前年度に比べて5.0%の減額となっております。なお、財源として、分担金、使用料、及び一般会計繰入金を充てることにいたしております。

議案第14号は、平成20年度有田川町簡易排水事業特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、施設維持管理費、町債の元利償還金などに344万9,000円を計上しております。

議案第15号は、平成20年度有田川町浄化槽事業特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、長谷川地区浄化槽整備事業が完了し、施設の維持管理費を主に、町債の利子償還金及び減債基金積立金などに834万7,000円を計上しております。

議案第16号は、平成20年度有田川町公共下水道事業特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、歳出の主なものについて、浄化センター建設に伴う委託料の2億5,700万円を含む、天満地区、小島地区、北筋地区、一ツ松地区の管渠工事等の施設整備事業費に13億5,998万1,000円を、雨水対策委託料に2,910万円を、町債の元利償還金に6,686万1,000円を計上し、予算総額は15億1,237万2,000円と相成ります。なお、財源としまして、国庫支出金、町債、一般会

計繰入金及び加入負担金を充てることしております。

議案第17号は、平成20年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、施設管理費などに1億3,047万4,000円を計上しております。なお、財源として、使用料及び諸収入、温泉施設等整備資金基金を充てることにいたしております。

議案第18号は、平成20年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員報酬などに5万9,000円を計上しております。

議案第19号は、平成20年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員報酬、労務作業等賃金などに37万5,000円を計上しております。

議案第20号は、平成20年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員報酬などに170万6,000円を計上しております。

議案第21号は、平成20年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員報酬、公有林整備事業債元利償還金繰出金などに162万2,000円を計上しております。

議案第22号は、平成20年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員報酬などに4万3,000円を計上しております。

議案第23号は、平成20年度有田川町水道事業会計予算であります。

収益的収入の水道事業収益は3億7,174万3,000円で、収入のほとんどが水道使用料でございます。水道事業費用は3億6,214万5,000円を計上しており、その内訳は、水道施設の維持管理費や企業債償還利息等の経常経費、減価償却費などがございます。また、資本的収入は4億4,884万3,000円、資本的支出は5億4,550万9,000円を計上しております。建設改良費の主たる内容としましては、送配水施設の二元化工事、また下水道や県道バイパス、高速4車線化に伴う補償工事などです。資本的収入が資本的支出に対し不足する額9,666万6,000円は、損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上で、平成20年度当初予算の説明を終わります

次に、平成20年度予算以外の議案について、ご説明を申し上げます。

議案第1号は、平成19年度有田川町一般会計補正予算第5号であります。

今回の補正は、歳入において、町税、国県支出金及び町債など、見込み得る額が把握できましたので、これを補正するとともに、歳出では、国県補助対象費の決定に伴う補正を行い、未執行額となる見込額を減額した結果、今回は1億468万2,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は170億9,446万1,000円と相成りました。

議案第2号は、平成19年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、退職被保険者など療養給付費及び脳ドック助成金等の保健衛生普及費などの見込み得る額が把握できましたので、776万8,000円の増額補正をし、補正後の予算総額は40億884万6,000円と相成りました。

議案第3号は、平成19年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、歳入において、介護給付費国庫及び県費負担金など見込み得る額が把握できましたので、これを補正するとともに、歳出では、介護認定審査会費などの見込み得る額が把握できましたので、175万円の減額補正を行うものであります。

議案第4号は、平成19年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、吉原地区簡易水道施設整備事業が完了し、施設整備費において不用額となる見込額を把握した結果、2,437万1,000円の減額補正を行うものであります。

議案第5号は、平成19年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、歳入において、温泉使用料、諸収入の減収が把握できましたので、これを補正するとともに、歳出において未執行額となる見込額を減額した結果、1,540万7,000円の減額補正を行うものであります。

議案第24号は、有田川町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてであります。

長期継続契約制度の目的として、地方自治法第214条の債務負担行為を定めることなく、施行令の規定により契約できる種類を条例で定め、複数年の期間を明確に設け、入札、契約することができ、これにより入札参加者等は複数年にわたる契約期間中において安定的に業務を遂行できることの担保が得られることから、価格面においてコストダウンが図られるとともに、毎年行う必要があった契約事務を複数年にわたって一度に契約締結できることなど、事務の簡素化、効率化を図るための本条例を制定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第25号は、有田川町観光振興基金条例の制定について、町の豊富な観光資源の活用を図り、魅力ある観光振興を推進するための事業に必要な財源を確保するため、本基金条例を制定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。なお、基金の積立財源につきましては、入湯税を原資として積立を実施したく考えております。

議案第26号は、有田川町藤並駅交流施設の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

藤並駅を中心とし、地域情報の発信や文化の振興を図り、地域の活性化及び憩いの場を提供するとともに、地域住民の交流の促進を図るため、藤並駅の交流施設について、設置及び管理に関する本条例を制定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第27号は、有田川町後期高齢者医療に関する条例の制定についてであります。

平成20年4月1日から創設される後期高齢者医療制度を施行するに伴い、町が行う医療の事務、保険料、罰則等、本条例を制定することについて、議会の同意をお願いするものであります。

議会第28号は、有田川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、統計法の改正及び統計報告調整法の廃止に伴い、これまでの法律では電子データについて明確な表記をしていなかったため追加したものであり、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第29号は、有田川町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、定員管理や人件費等について、財政・行政改革推進部門と一体的に考えていくため、人事給与に関する事務を総務課から企画財政課に移管するため、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第30号は、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、管理職手当の定額支給並びに休職者の給与についての期間を国の基準に合致することに伴い、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第31号は、有田川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

学校教育法等の一部を改正する法律の改正に伴い、人事院規則の職員の自己啓発等休業の一部改正が行われたことにより、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第32号は、有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

有田川町立八幡小学校三田分校については、児童の減少により、平成15年4月より5カ年間で一時休校とし、児童は本校の八幡小学校に編入し、スクールバスをもって通学してきましたが、今後就学予定児童は平成26年度に1名しか見込めない現状の中、本校の八幡小学校に統合し、引き続いてスクールバスの方法で通学の確保を図り、就学させるものとし、三田分校の廃止が先の教育委員会で承認されたことを受け、本条例の一部改正につき、議会の同意をお願いするものであります。

議案第33号は、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、受益者負担の観点から、生涯スポーツサークルに登録する団体について、町体育施設を定期的に使用する場合は年額8,000円の使用料を徴収することとしたため、本条例の一部改正について議会の同意をお願いするものであります。

議案第34号は、有田川町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、吉見グラウンドについて、設立時から現在に至る使用及び管理運営の状

況から、有田聖苑事務組合付属運動場として位置づけるのが望ましいため、本条例から削除することについての一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第35号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

健康保険法などの一部を改正する法律の施行に伴い、平成20年4月1日より国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

今回の改正は、65歳以上の国民健康保険加入者の保険料の納付について、年金からの天引きが行われるため、平成20年10月以降の年金分から天引きとなります。天引き対象者につきましては、世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主であって年額18万円以上の年金を受給していることと、国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えないことの両方が該当する方となっており、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第36号は、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、平成20年4月1日国民健康保険法の一部改正が行われます。また、平成20年4月1日より創設される後期高齢者医療制度に基づき、葬祭費金額が決定され、国民健康保険も金額を合わす必要があり、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第37号は、有田川町重度心身障害児（者）医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、平成20年4月1日から創設される後期高齢者医療制度の施行に伴い、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第38号は、有田川町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成20年4月1日からの後期高齢者医療制度の施行に伴い、本条例についても老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に変更されたことの改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第39号は、有田川町乳幼児医療の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、平成20年4月1日から創設される後期高齢者医療制度の導入に伴い、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第40号は、有田川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、平成20年4月1日から創設される後期高齢者医療制度の導入に伴い、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第41号は、有田川町清水保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

であります。

今回の改正は、従来の老人保健法に基づく健康診断事業が廃止され、平成20年度から特定健診事業並びに特定保健指導を行うことが健康保険者に義務づけられたことに伴い、老人保健事業を健康増進事業に改めることについて、議会の同意をお願いするものであります。

議案第42号は、有田川町かなや明恵峡温泉条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、1回券及び回数券の使用料を変更することについて、本条例の一部改正を行いたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第43号は、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてであります。

今回の改正は、本年4月1日より、「御坊市日高川町中学校組合」の事務の追加並びに「知識経験を有する者」の監査委員を「識見を有する者」の監査委員に改正するため、組合規約の一部を変更することについて、議会の同意をお願いするものであります。

議案第44号は、財産の取得についてであります。

平成19年度移動通信用鉄塔施設整備事業、修理川地区へ移動通信用鉄塔を整備するに当たっての移動通信用無線機器購入について、施設使用の内諾を得ている、大阪市北区梅田一丁目10番1号、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、代表取締役社長 有村正意氏より見積もりを徴したところ、873万8,100円となりましたので、物品購入契約を締結するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第45号は、有田川町辺地総合整備計画の変更についてであります。

平成18年度において策定された湯川辺地総合整備計画の下湯川地区移動通信用鉄塔施設について事業費等の変更が生じたため、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項において準用する同条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第46号は、有田川町辺地総合整備計画の策定についてであります。

町道有原沼田線道路改良工事を新規に計画策定するための有原辺地並びに黒松農道整備事業を新規に計画策定するための黒松辺地について、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第47号は、有田川町道路線の廃止についてであります。

新しく有田川町道路台帳の整備に伴い、道路法第10条第3項の規定により、一括して路線の廃止をお願いするものであります。

議案第48号は、有田川町道路線の認定についてであります。

旧3町での道路台帳を調整し、合併後、新たに有田川町道路台帳の整備に伴い、道路法第8条第2項の規定により、路線の認定をお願いするものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員、早田博昭氏が本年6月30日をもって任期満了となりますが、人格が高潔で人権擁護に関し識見を有する同氏を引きつづき人権擁護委員候補者として推薦したので、議会の意見を求めるものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明を終わります。

何とぞ、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（亀井次男）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

——ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩中に全員協議会を開きますので、よろしくお願い致します。

~~~~~

休憩 10時24分

再開 15時49分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

お諮りします。

ただいま、お手元に配布のとおり、道路特定財源の確保に関する意見書案が、提出者14番議員、賛成者22番議員ほか6人から提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第1、意見書案第1号として、ただちに議題にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、本件を日程に追加し、追加日程第1、意見書案第1号として、ただちに議題にすることに決定しました。

…………… 追加日程第1 意見書案第1号 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第1、意見書案第1号、道路特定財源の確保に関する意見書の提出についてを議題とします。

本意見書案は、提出者14番議員、賛成者22番議員ほか6名より提出されていますので、14番議員に提案理由の説明を求めます。

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

ただいま、議長からご指名いただきましたので、提案理由の説明をさせていただきます。
意見書案第1号、道路特定財源の確保に関する意見書の提出について、提案理由の説明を行います。

お手元に配布の意見書案の朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

道路特定財源の確保に関する意見書案。

道路は、社会資本生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基礎的な利便、安心・安全な施設であり、地域の活性化にとって必要不可欠である。

現在、地方においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワーク形成を初め、防災対策、通学路の整備や救急医療など住民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っている。

また、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行われなければならない、その費用も年々増大している。

こうした中、現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約9,000億円の税収等の減が生じ、さらに地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、1兆6,000億円規模の大幅な減収が生じ、地方の道路財源が深刻な事態に陥るばかりか、危機的状況にある地方財政運営に深刻な影響を及ぼしかねないことにもなる。

よって、国においては、現行の道路特定財源の暫定税率及び地方道路整備臨時交付金制度を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月7日、和歌山県有田川町議会。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済財政政策担当大臣、行政改革担当大臣であります。

十分にご審議いただき、よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（亀井次男）

これより、意見書案第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本意見書案は、原案のとおり提出することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

したがって、本意見書案は、原案のとおり提出することに決定しました。

…………… 日程第4 議案第1号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第4、議案第1号、平成19年度有田川町一般会計補正予算第5号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第5 議案第2号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第5、議案第2号、平成19年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第6 議案第3号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第6、議案第3号、平成19年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第7 議案第4号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第7、議案第4号、平成19年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第8 議案第5号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第8、議案第5号、平成19年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第9 議案第26号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第9、議案第26号、有田川町藤並駅交流施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

議案第26号について、質疑をさせていただきます。

藤並駅の方の関係なんですけども、担当課でお聞きしていますところによりますと、駅員が従来どおりの1名ということで、町長さん初め皆さん方は2人体制を望んでおられて、交渉されているようなんですが。

もう1つは、時間帯の問題も、終日列車が運行するまでは駅員を置いてほしいということ要望されているようですが、難航していると聞いているのですが。

もしですね、従来どおりの駅員さんが途中でいなくなったら、本当に、今日の全員協議会でも皆さんが指摘されてたように、全く駅が無人化になってしまうわけですね。その点が一番危惧するわけなんで、特にその駅員の配置については、終日確保しながら、含めてこの安全対策について、どういうふうを考えていかれるのか、再度この場でお聞きしておきたいと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

議員おっしゃるとおり、今、その交渉中であります。今のところ、ある程度の時間が来たら、もうなくなるというところでですね、できるだけ2人体制と、それから、もう夜中ってわけにいきませんけども、少なくとも電車が動いている間、詰めてほしいと、これから交渉します。いずれにしても、藤並駅の乗降客の利用者が増えれば、当然これもクリアできると思いますけれども、その努力も一生懸命させていただいて、できるだけ2人体制でいけるようにしていきたいと思っています。

藤並駅の安全対策ですけども、電車の最終便が出たあとについては、全く無人駅ということになりますんで、安全については、本当にもう極力気をつけていかなければなりませんし、今までにもいろんなご意見がこの周辺については寄せられています。できるだけ駅周辺も明るくしたり、警察の方にもできるだけ多く立ち寄ってもらえるように、今後交渉していきたいと思っています。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 10 議案第 44 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 10、議案第 44 号、財産の取得についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 11 諮問第 1 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 11、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認め、質疑、討論は省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、諮問のとおり答申いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、本件は諮問のとおり答申することに決定しました。

お諮りします。

日程第12、議案第6号から日程第52、議案第48号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は、3月17日、月曜日、午前9時30分に開議いたします。

~~~~~

延会 16時02分